

令和7年度 公文書開示状況（令和7年6月決定分）

福祉局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和7年度 公文書開示状況（6月決定分） 福祉局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
2	R7.4.28	R7.6.9	令和6年度指導検査結果報告書（中央区福祉事務所分）	8	1						1								（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条6号）公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	福祉局生活福祉部保護課
3	R7.4.28	R7.6.9	生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について（通知）（令和7年3月31日付6福保生保第1714号）	8	1															福祉局生活福祉部保護課
4	R7.6.7	R7.6.20	生活保護法に基づく教育扶助（教材費）の支給（6西福第2380号）	14	1						1								（7条2号）特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため。 （7条6号）当情報を公にされることで、業務目的以外の書類が送信されるなど、当該機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局生活福祉部西多摩福祉事務所
5	R7.4.24	R7.6.23	（1）令和4年度年度末報告書（生活保護法施行事務監査の実施結果報告）（中央区福祉事務所分） （2）令和5年度年度末報告書（生活保護法施行事務監査の実施結果報告）（中央区福祉事務所分） （3）令和6年度年度末報告書（生活保護法施行事務監査の実施結果報告）（中央区福祉事務所分）	43	1						1								（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため	福祉局生活福祉部保護課
6	R7.4.24	R7.6.23	中央区福祉事務所から提出された令和3年度以前の年度末報告書	0															当該公文書は、保存年限を満了し、既に廃棄済みであり、存在していないため。	福祉局生活福祉部保護課
7	R7.4.28	R7.6.27	令和6年度生活保護法等施行事務に係る指導検査事前資料（中央区福祉事務所） 令和6年度生活保護法施行事務指導検査の助言について（一般）（中央区福祉事務所） 令和6年度生活保護法施行事務指導検査確認事項（中央区福祉事務所）	140	1						1	1		1					（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条4号）公にすることで、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	福祉局生活福祉部保護課
8	R7.4.28	R7.6.27	令和6年度生活保護法等施行事務に係る指導検査事前資料（中央区福祉事務所）	154	1															福祉局生活福祉部保護課
9	R7.4.5	R7.6.3	令和4年度までの東京都若年被害女性等支援事業（モデル事業含む）の委託契約にて購入された備品で令和6年11月に受託団体から納入された費用に関して国庫への返納について国と実施した協議や返納処理等、返納に関する一切の書類。	44	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
10	R7.4.11	R7.6.10	東京都若年被害女性等支援事業について東京都が作成・取得した書類の文字通り全て、ただし請求人が過去に取得した文書は除く	576	1						1	1	1		1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R7.4.11	R7.6.10	「令和2年度東京都若年被害女性等支援モデル事業」に関わる3団体(〇〇、〇〇、〇〇)に関わる以下の文書及びそれに係る決裁書 ・委託契約書(変更契約含む) ・事業計画書 ・実施状況報告書 ・概算払い ・清算 ・評価委員会 ・厚生労働省報告 ・連携会議 上記の中で、変更・廃案が発生し、後日修正・差し替えた文書があればその元の文書も含む。	1056	1						1	1	1		1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
12	R7.4.20	R7.6.19	令和3年度及び令和4年度東京都若年被害女性等支援事業の関係機関連携会議に関わる以下の文書を開示願います。 ・会議議事録 ・決定事項などをまとめた文書 ・関係機関連携会議の開催に係る決裁書 ・関係機関連携会議の開催結果に係る決裁書 ・その他関係機関連携会議の開催結果に係る文書	402	1						1	1			1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
13	R7.4.20	R7.6.19	東京都若年被害女性等支援事業の委託契約書の「個人情報の取り扱いに関する特記事項」及び「特定個人情報の取り扱いに関する特記事項」に記載の第10「記録媒体上の情報の消去」に関する文書一式の開示をお願いいたします。対象は受託事業者4団体分で、事業対象期間は令和3年度から令和4年度のもの(事業対象期間のもので令和5年度以降に新たに報告を受けたもの含む)でお願いします。	0				1												現に保有しておらず、当該請求に関する文書は存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R7.6.9	R7.6.19	東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業実施要綱(令和4年10月7日付け4福保子家第995号)	10	1																福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
15	R7. 6. 10	R7. 6. 24	〇月〇日に〇〇に対する不妊治療助成金の電話対応の内容と対応者の名前の開示を願います。	0					1											本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、特定個人の行動に関する情報が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
16	R7. 5. 1	R7. 6. 30	〇〇保育園の設置ないし変更に関する文書一式。決裁文書等を含む。	50		1					1	1	1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
17	R7. 6. 10	R7. 6. 23	定期借地権設定契約書	12		1							1							偽造等による犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課